

# シャープ社友会「ラジオ愛好者同好会」 会則(案)

2024/4/19

## 第1条(名称)

本会の名称は、「シャープ社友会ラジオ愛好者同好会」とし、略称を「シャープ・ラジオクラブ」とする。

## 第2条(目的)

本会は、アマチュア無線家や BCL/SWL、ラジオコレクターなどを含む、ラジオ(無線)愛好者が集って親睦を図ると共に、ラジオやそれに関連する資料を収集し、ラジオ文化や技術の歴史等を研究して公開する。それらの文化遺産を未来の研究者たちに資するため、ラジオ博物館を創設するなど保存活動を通じて社会に貢献する。

## 第3条(事業)

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1.ラジオやそれに関連する資料の収集と研究
- 2.ラジオ文化や技術の歴史等の研究と公開
- 3.前述の文化遺産を未来の研究者たちに資するために私設博物館を創設する
- 4.アマチュア無線についての調査研究や無線局の設置と運用
- 5.定期交流会
- 6.その他会の目的に必要な活動

## 第4条(会員資格)

本会の会員資格はシャープ社友会会員とする。

## 第5条(会員の資格の喪失)

会員は、次の場合に資格を失う。

1. 会費を滞納したとき
2. 電波法に違反し、罰則の適用を受けたとき
3. 会員継続の意志を示さなかったとき
4. その他、会員としてふさわしくないと認められるとき

## 第6条(入会手続)

入会希望者は「入会申込書」に当年度分の会費を添えて、シャープ社友会ラジオ愛好者同好会に提出する。

## 第7条(会費)

本会運営として年会費 2000 円(通信費、事務費、維持費として使用)を納入しなければならない。

## 第8条(事務局)

シャープ社友会事務局に置く。

(〒581-0066 大阪府八尾市北亀井町3丁目1-72 シャープ八尾事業所内)

## 第9条(役員)

本会に次の役員を置く。

1. 会長(代表世話人)1名・会計1名・幹事若干名
2. 役員を選出は、会員の推薦による、任期は2年とする。

#### 第 10 条(役員の職務)

1. 会長は会を総括し、本会を代表する。
2. 会計は本会会計を担当する。
3. 幹事は本会の企画立案、運営に当たり、事務局を担当する。

#### 第 11 条(役員会)

1. 会長は必要に応じて役員会を召集する。
2. 役員会は次の事項を審議する。
  - 2-1.総会議案の原案
  - 2-2 .新会員の承認
  - 2-3 .その他事業にかかわる重要事項

#### 第 12 条(総会)

総会は年1回、会長が召集する。その時期は概ね5月とする。

#### 第 13 条(議決方法)

総会、役員会の議決は、出席者の過半数をもって行い、可否同数のときは会長の決するところによる。

#### 第 14 条(総会の議事)

総会に付議する事項は、次のとおりとする。

1. 前年度会計の承認
2. 会則の改正
3. 役員を選出
4. 新年度の事業計画
5. 会費、重要な財産の変更
6. 解散
7. その他事業にかかわる重要事項

#### 第 15 条(会計)

1. 本会の経費は、会員からの徴収金、寄付金、その他をもって充てる。
2. 徴収金の使途は通信費、事務経費、無線局維持費等とする。
3. 行事等に要する直接経費は受益者負担とする。

#### 第 16 条(会計年度)

本会の会計年度は、当年4月1日より翌年3月31日までとする。

#### (付則)

1. 本会則は、総会出席者の過半数の賛成により変更することができる。
2. 本会則に定めない事項については、細則に定めて運営を行う。
3. 細則の改定は、役員会で審議し承認を得て行うことができる。
4. 本会則は、設立総会后より施行する。